

## 臨床研究法セミナー 開催報告

臨床研究法が平成29年4月7日に成立、同年4月14日に公布され、1年を超えない範囲で施行されることに伴い、厚生労働省から担当官をお招きし、同法の施行に関するポイントや留意事項などの最新情報を説明いただく場として臨床研究法セミナーを開催いたしました。

**【日 時】** 平成30年1月19日(金) 16:00~18:00

**【場 所】** サテライトキャンパスひろしま 5階 大講義室  
(広島市中区大手町 1-5-3)

**【テーマ】** 『臨床研究法の施行に関するポイントと留意事項について』

**【講 師】** 厚生労働省医政局 研究開発振興課治験推進室

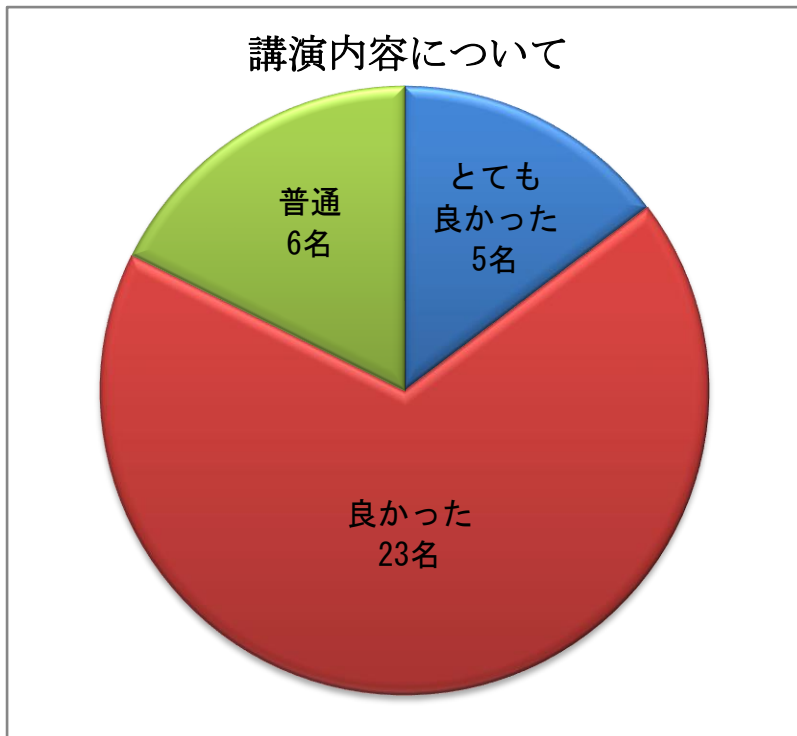
室長補佐 安水 大介 氏

**【出席者数】** 55名



【セミナーの様子】

### <アンケート結果>



### <主な意見>

- 臨床研究の対象が具体的に理解できた。
- イメージが湧かない部分を解消することができた。
- 資料が分かりやすく、ポイントが明確だった。
- まだ明確でない事項が多々ある中で丁寧に説明いただき良かった。
- 直接質問することができて、最新情報を聞くことができた。
- 現場の実務経験を踏まえた説明が分かりやすかった。
- 医療機器メーカーとしてすべきことの説明が聞けて良かった。
- 条文の制度趣旨について説明があり良かった。
- 法の施行、見直しの考え方がよく分かった。
- 注意点の把握ができた。
- 所属での対応に役立つ。
- 内容が凝縮されており理解が追いつかない。